

○外務省告示第四百四号

ウクライナをめぐる現下の國際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す國際平和のための國際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿つて、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を別表のとおり定める。

令和四年十二月五日

外務大臣 林 芳正

(別表)

1 原油
..一バレル当たり六十アメリカ合衆国ドル